

# 新潟県立高田農業高等学校 部活動に係る活動方針

## 1 目的及び目標

- (1) 部活動は教育活動の一環であり、自主的・自発的な活動の中で、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保を図りながら、生涯にわたり充実した生活を築くうえで必要な自立的な態度を育成することを目的とする。
- (2) 部活動は、技術力・競技力の向上を、大会や発表会等の競技性に着目して目標を設定するものから、余暇時間の有効活用に着目して趣味等の充実を目標にするものまで、部の特性に応じて様々あるものの、いずれにおいても、生徒自身が活動に価値を見出す具体的な目標を設定して、教育的に指導する。

## 2 本年度の部活動

- (1) 本年度設置する部活動について

### 【運動部】

野球・剣道・バレーボール・バスケットボール（男女）・柔道・陸上競技・登山・卓球・  
バドミントン・相撲・空手道・ボクシング・ソフトボール

### 【文化部】

書道・測量・生活文化・茶道・文芸

### 【同好会】

テニス・華道

- (2) 活動時間及び日数について

①活動時間 【学 期 中】 平日 2 時間、週休日等 3 時間程度（練習試合や合宿、大会等を除く）

【長期休業中】 平日・週休日等 3 時間程度（練習試合や合宿、大会等を除く）

②休養日 週当たり 2 日以上の休養日（平日 1 日以上、週休日等 1 日以上）を設けることを原則とし、目標の大会や発表会等に向け活動量を増やす時期が生じることを考慮し、年間において 100 日以上の休養日を設け、そのうち週休日等に 50 日以上を充てるものとする。

③その他

- 定期考查初日の 1 週間前（土日含む）から考查終了までの期間及び年末年始等の学校閉庁日は部活動を行わない。ただし、大会直前であるなど特別な事情があるときには校長に申し出て、必要最小限の練習日、練習時間で、生徒及び保護者の同意の下で活動することがある。
- 平日の休養日の変更は可能な限りその週の中で補い、週休日の休養日の変更はその月を含め、3か月以内に補う。

- (3) 大会参加について

部活動として参加する大会は以下に該当するものとする。

①高体連、高野連、高文連が主催、共催、後援する大会

②その他の大会については、生徒の健康面・学習面、保護者の経済的負担等に十分配慮した活動計画の下、校長が許可した場合のみ参加を認める。

## 3 部活動運営について

- (1) 体罰等の禁止について

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。

- (2) 保護者の理解と協力について

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。

※本方針は「新潟県部活動の在り方に関する方針」（新潟県教育委員会HP参照）に沿って作成したものです。